

第13分科会

依存症問題への理解を深め、ギャンブルへの健全な娯楽への変化を求める宣言

現在、パチンコの遊技人口は1580万人いて、そのうちギャンブル依存症の潜在患者が100万人はいると言われている(9月22日TBS総力報道THE NEWSによる)。

そして、依存症の患者は借金をしてまでギャンブルをし、本人のみならず家族も含めて借金に苦しむことが多い。

私たちは、本日、ギャンブル依存症に苦しんだ経験を持つ当事者および家族の話、さらには精神科医の講演を聴き、パネルディスカッションを行うことでこの問題に対する理解を深めた。

その結果として、私たちは、単に借金を整理するだけでは再びギャンブルに走ってしまう危険性があること、たとえば過払金を本人に渡したら、それを元手にまたギャンブルに行ってしまうなどの問題点があることを理解した。

したがって、多重債務被害救済の運動に取り組む私たちには、さらにギャンブル依存症に対する理解を深め、借金の解決のみならず、GA等の自助グループの存在や、この問題に適切に対処してくれる医師を把握するなど、幅広い連携が必要である。

他方、パチンコ業界は、派手なCMを大量に流したり、大量の新聞折り込み広告を行うだけでなく、店舗内にATMを設置して預金を引き出せるようにするなど、射幸心をあおる行為を続けている。

こうした状況を踏まえ、私たちは、以下のとおり宣言する。

1. 多重債務問題に取り組む私たちは、ギャンブル依存症に対する理解を深め、ギャンブル依存症に苦しむ相談者に適切なアドバイスができるようにするように取り組むを続ける。
2. パチンコ業界には、大量広告や店舗内へのATMの設置など射幸心をあおるのではなく、健全な娯楽としての地位を確立するよう求める。

2009年(平成21年)11月28日

第29回 全国クレサラ・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会 in 北九州
「依存症への対処法」分科会 参加者一同